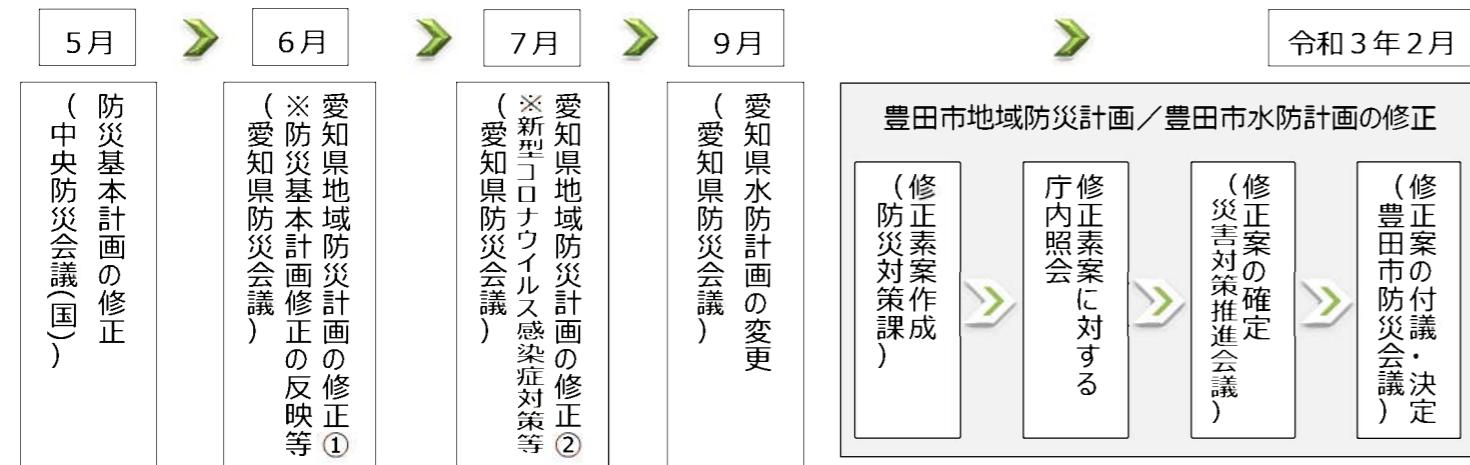


豊田市地域防災計画及び豊田市水防計画の改訂について

1 地域防災計画及び水防計画修正の根拠・流れ

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画である。水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画である。

地域防災計画及び水防計画は、毎年検討を加え必要があると認めるときは修正し、防災会議に諮らなければならないとされている（災害対策基本法第42条、水防法第33条）。



2 豊田市地域防災計画の改訂

（1）地域防災計画（本編）の構成

《風水害等災害対策計画》

- 第 1 編 総則
- 第 2 編 災害予防
- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第 4 編 災害復旧・復興

《地震災害対策計画》

- 第 1 編 総則
- 第 2 編 災害予防
- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第 4 編 災害復旧・復興
- 第 5 編 東海地震に関する事前対策

（2）改訂内容

ア 第1編 総則

第1章 計画の目的

豊田市国土強靭化地域計画策定に伴う修正（豊田市の取組における修正）

令和2年3月に策定した豊田市国土強靭化地域計画について、同計画の基本目標等の記載や地域防災計画との関係性について追加する。

イ 第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

◆行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の円滑な運営に向けた相互協力・連絡体制の推進（防災基本計画の修正に伴う修正）

国の防災基本計画の修正等を踏まえ、県及び市町村は、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図るとともに、県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受け入れ体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進することについて、記載を追加する。

◆中小企業等における防災・減災対策の普及促進（防災基本計画の修正に伴う修正）

国の防災基本計画の修正を踏まえ、県、市町村及び商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めることについて、記載を追加する。

◆災害リスクとるべき行動の理解促進（防災基本計画の修正に伴う修正）

＜令和元年東日本台風の教訓を踏まえた取組＞

- ・ハザードマップ等の配布・回覧時における居住地域の災害リスクやるべき行動等の周知
- ・避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進
- ・豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

※風水害等編第1章「防災協働社会の形成推進」及び第2章「水害予防対策」に記載

第5章 建築物等の安全化

広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備（愛知県及び豊田市の取組における修正）

昨年の房総半島台風（台風第15号）の教訓を踏まえ、県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進することについて、記載を追加する。

※風水害等編は第2章「建築物等の安全化」に記載

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

道の駅どんぐりの里いなぶの位置づけに関する修正（愛知県及び豊田市の取組における修正）

道の駅どんぐりの里いなぶが救援部隊活動拠点等の防災活動拠点として位置づけられていることについて、記載を追加する。

※風水害等編は第8章「応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備」に記載

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

◆避難所における感染症対策の推進（愛知県及び豊田市の取組における修正）

＜新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策＞

- ・避難所における過密抑制対策等の推進
- ・避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等

※風水害等編は第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」に記載の他、防災訓練及び防災意識の向上（風水害等編第12章・地震編第11章）にも記載

◆長期停電・通信障害への対応強化（愛知県及び豊田市の取組における修正）

＜令和元年房総半島台風の教訓を踏まえた取組＞

- ・病院等重要施設の非常用電源確保の推進
- ・重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
- ・通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有

※風水害等編は第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」に記載の他、ライフライン施設等の応急対策（風水害等編第3編第13章・地震編第3編第14章）にも記載

第12章 防災訓練及び防災意識の向上

「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等の周知（愛知県及び豊田市の取組における修正）

国の防災基本計画の修正を踏まえ、国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることについて、記載を追加する。

※風水害等編のみに記載

第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応（愛知県及び豊田市の取組における修正）

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県、市、防災関係機関等が連携協力して防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、避難対策等について、記載を追加する。

※地震編のみに記載

【参考】豊田市災害対策本部配備体制（地震）の変更

南海トラフ臨時情報	現行（R2）	変更案（R3以降）
調査中	第1非常配備	第1非常配備 ・情報収集 ・地震への備えを再確認
巨大地震注意	第2非常配備	第2非常配備 ・避難所の開設・運営 ・関係機関との連絡調整
巨大地震警戒	第3非常配備	

ウ 第4編 災害復旧・復興

第5章 被災者等の生活再建等の支援

住家等の被害の程度の調査に係る協定締結団体への応援協力の要請による被災市町村の調査体制の強化（愛知県及び豊田市の取組における修正）

県と建築、不動産関連の関係団体との間で「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定」を2020年1月に締結したことに伴い、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図ることについて、記載を追加する。

また、市が令和2年5月に締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する協定」に際して、協定締結団体に対する応援協力の要請等に関しても、記載を追加する。

※風水害等編は第4章「被災者等の生活再建等の支援」に記載

第3編災害応急対策計画（風水害・地震）及び第5編東海地震に関する地震対策（地震）については、主な改訂事項がないため記載を省略。

3 豊田市水防計画の改訂

（1）水防計画（本編）の構成

第 1 章 総則	第 7 章 水防警報
第 2 章 水防組織	第 8 章 洪水予報
第 3 章 水防施設等	第 9 章 水位情報の周知
第 4 章 水防非常配備体制	第 10 章 水防活動
第 5 章 重要水防箇所等	第 11 章 応援協力
第 6 章 水防に関する予報・警報	第 12 章 水防訓練

（2）改訂内容

ア 第5章 重要水防箇所等

重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項（国の取組における修正）

重要水防箇所等における改修工事等の結果を反映した内容とするため、必要な修正を行う。

イ 第6章 水防に関する予報・警報、第8章洪水予報、第9章水位情報の周知

洪水予報、水位情報周知の伝達系統の更新（愛知県及び豊田市の取組における修正）

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しに伴い、洪水予報、水位情報の周知を行う河川の伝達系統を更新する。

ウ 第10章 水防活動

危機管理型水位計の追加（愛知県及び豊田市の取組における修正）

洪水時の水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計（危機管理型水位計）について、追加する。

4 改訂スケジュール（予定）

・豊田市防災会議 令和3年2月10日（書面会議）

※豊田市地域防災計画及び豊田市水防計画改訂に関する付議

・愛知県報告 防災会議及び国民保護協議会後すみやかに報告

豊田市防災会議条例の一部改正について

1 要旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、豊田市防災会議を含む審議会等の会議を招集せず書面の交換等による決議を行う必要が生じたため、豊田市防災会議条例において、会議の特例を設定するほか所要の改正を行った。なお、同条例は公布の日から施行し、改正後の豊田市防災会議条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

2 会議の特例の設定

豊田市防災会議条例の第6条として、下記の事項を追加する。

(会議の特例)

第6条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を送信し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもつて会議の議決に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、前条第2項中「防災会議」とあるのは「会議における審議」と、「の出席がなければ、会議を開き議決することができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

豊田市災害対策推進計画の改訂について

1 計画概要

(1) 計画概要

災害対策基本法に基づく防災に関する基本計画である豊田市地域防災計画の実効性を高めるために、豊田市災害対策推進計画を平成28年7月に策定した。

ア 計画期間：平成28年度～令和6年度

イ 対象災害：南海トラフにおいて想定される地震、風水害（水害、土砂災害）、大雪による災害

ウ 計画構成：計画期間に達成すべき減災目標を設定

※施策体系の構成：5つの対策の柱を設定

（具体的な内容で細分した34の推進項目、94の取組項目を体系化）

【人的被害】

地震被害・風水害・大雪における死者数ゼロを目指します。

【建物被害】

地震による建物の全壊・焼失棟数半減を目指します。

《5つの対策の柱》

- 1 命を守る
- 2 生活を守る
- 3 社会機能を守る
- 4 迅速な復旧・復興を目指す
- 5 防災力を高める

【重点取組項目（43）】

地震を中心とした自然災害全般から見た豊田市の課題と対応方針を踏まえ、94の取組項目の内43の重点取組項目を設定します。

（2）計画改訂の必要性

豊田市災害対策推進計画の策定以降、全国で発生した災害の課題検証結果や南海トラフ地震に関するガイドライン等が公表され、自治体が防災対策として取り組むべき項目が見直されてきている。

本市においても、洪水予報河川及び水位周知河川における想定最大規模降雨（1,000年に1度の降雨）に合わせた浸水想定区域図（L2）の公表や土砂災害特別警戒区域の追加指定がなされ、対象ハザードを再点検するとともに、それに応じた対策（取組項目）も見直す必要がある。

さらに、今年度は同計画の計画期間（H28～R6）の中間年度であるため、各事業の進捗状況に加え、前期分の総括（中間評価）を行い、その結果を令和3年度以降の後期分の取組等に反映する。

2 中間評価

（1）各事業の進捗度合

策定時に計画した重点事業136事業、その他事業112事業、（合計248事業）のうち、令和元年度末までに重点事業で8事業、その他事業で18事業が完了した。また、令和2年度以降も継続している事業のうち、計画通りに進行中の事業数を加えると、重点事業では81%、その他事業では96%と全体で概ね計画通りに進行していると評価できる。

（2）防災対策の実施により期待される減災効果

減災効果を定量的に評価するため、「建物の耐震化」ならびに「家具等の転倒・落下防止策の強化」の2つの指標で管理している。

ア 建物の耐震化の促進による減災効果

豊田市の住宅の耐震化率について、本計画策定時は約84%（平成23年1月時点）であった。本計画の中間年度（令和2年度）においては、耐震化率95%を目標としており、達成した際には、全壊棟数、並びに揺れによって死亡する方の人数とともに、計画当初の半分程度となる見込みである。

イ 家具等の転倒・落下防止策の強化による減災効果

令和2年3月公表の市民意識調査（第22回市民意識調査）では、家具の転倒防止対策実施率（「大部分固定している」+「一部しか固定していない」）は54.8%である。減災効果は、過去地震最大モデルについて、被害量が大きくなる「冬・深夜」の条件で検証している。

	家具等の転倒・落下防止対策強化			
	計画当初 (平成23年度 県民意識調査) 49.6% (県)	令和2年3月 市民意識調査 54.8% (市)	実施率 75%	実施率 100%
屋内収容物の転倒等による死者数	冬・深夜	7人	6人	5人
屋内収容物の転倒等による重傷者数	冬・深夜	46人	43人	37人

3 計画改訂の主なポイント

（1）災害対策における要件の変更

ア 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（R1.5月：内閣府）」の公表に伴い、南海トラフでの大規模地震発生前の備えを引き続き進めることに加え、大規模地震発生の可能性が高まった際等の防災対応を事前に検討することが求められる。

イ 浸水想定の見直しに伴う防災対応

平成27年5月の水防法の改正に伴い、想定最大規模降雨（1000年に1回程度降る確率の大雨：L2）により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）が指定された。従来の計画規模降雨（L1）に比べ、中心市街地を始めとした各地への甚大な被害が想定されるため、より一層の対策が求められる。

（2）近年発生した大規模災害時の教訓の反映

災害	災害で浮かんだ課題	改訂の視点
平成28年熊本地震	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の倒壊、機能低下 ・マンパワー不足等による物流機能麻痺 ・車中泊避難等の長期化によるエコノミークラス症候群の患者の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点（庁舎等）の耐震化 ・支援物資の円滑な受援体制の整備 ・避難所外避難者の把握及び対応
平成28年台風10号	・高齢者（施設）への避難情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者施設の避難確保計画作成、訓練実施
平成30年大阪府北部地震	・ブロック塀と家具転倒	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財の耐震対策 ・ブロック塀等の付属物の耐震対策
令和元年房総半島台風	・停電の長期化、通信障害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・電力事業者や通信事業者、建設業団体等との早期復旧のための協力体制の整備

※平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨など上記以外の災害についても反映する。

(3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（R2.7月：愛知県）」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健担当部局が連携して取組を進めることが求められる。

4 改訂項目詳細

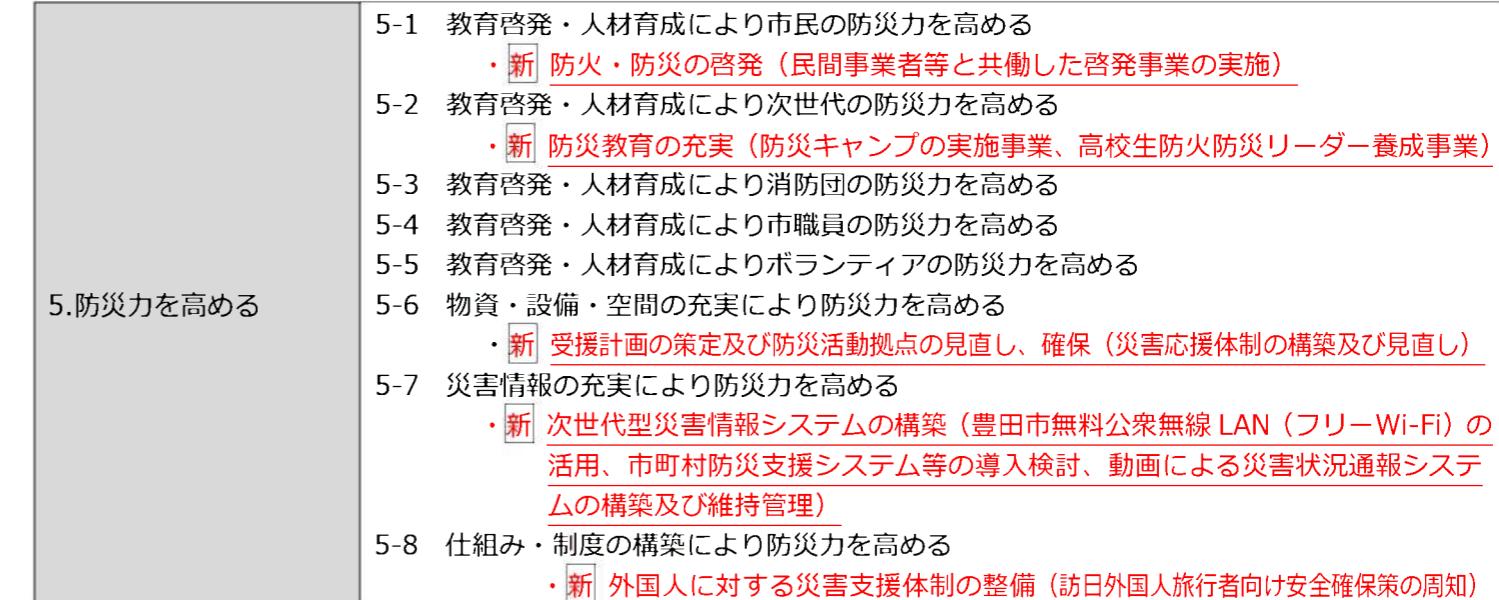
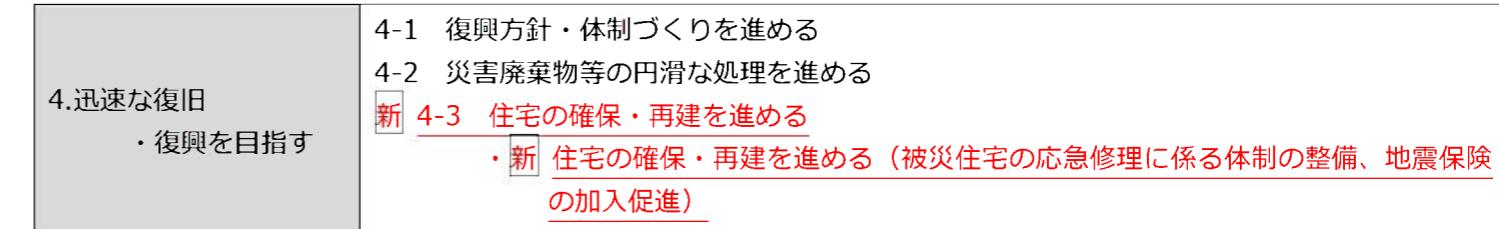
今回の改訂では、減災目標及び5つの対策の柱は現行のものを踏襲したが、上記「3計画改訂の主なポイント」等を踏まえ、施策体系を見直すとともに新規事業の追加等を行った（裏面図1参照）。また、令和2年3月に策定した豊田市国土強靭化地域計画等の既存計画との関係性についても整理を行った（裏面図2参照）。

図1 施策体系（改訂版）

対策の柱（大分類）

推進項目（中分類）及び取組項目（小分類）

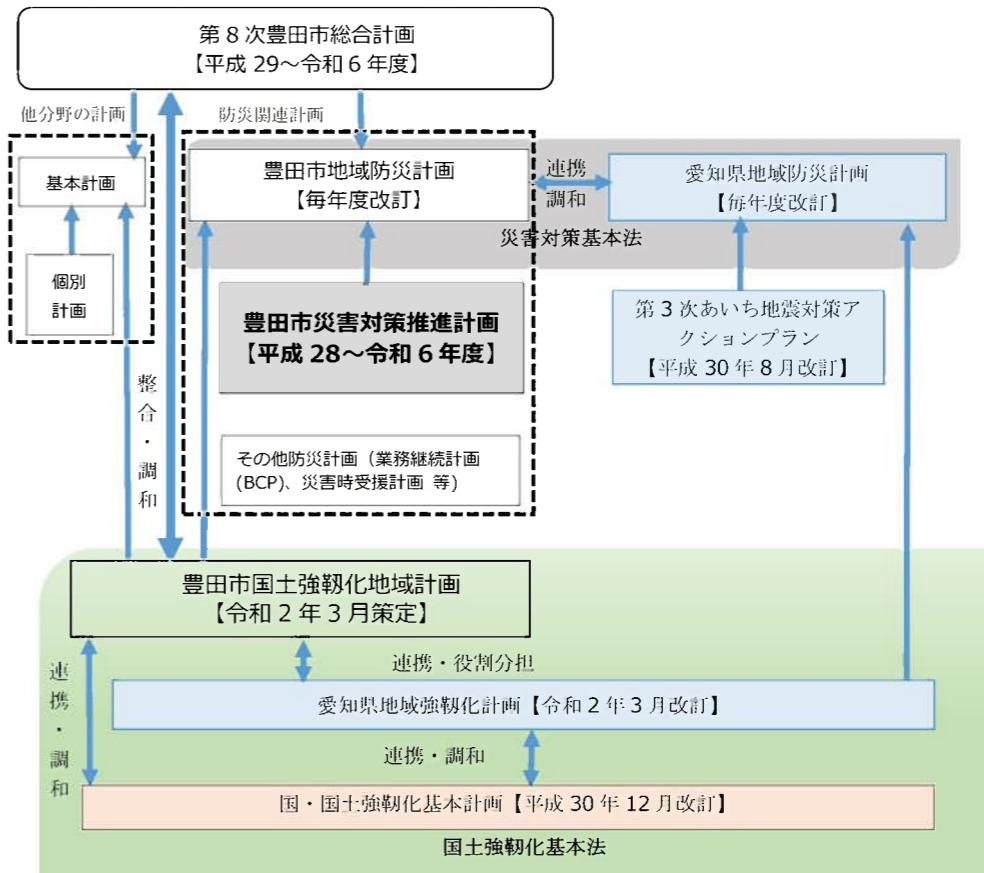
1.命を守る	1-1 地震動から命を守る ・新 危険な空家除去への支援（豊田市空家解体促進費補助事業）
	1-2 水害から命を守る ・新 河川堤防の老朽化対策等の推進 (準用河川長田川河川改修事業、準用河川大見川河川改修事業、公共下水道雨水施設耐震化事業) ・新 避難行動の促進 (避難確保計画の作成支援事業、マイライムラインの作成支援事業)
	1-3 火災から命を守る ・新 出火防止・初期消火・延焼防止対策の推進 (感震ブレーカーの普及啓発事業、高齢者の住宅防火促進事業)
	1-4 地盤災害等から命を守る ・新 土砂災害対策の推進（急傾斜地崩壊対策事業） ・新 避難行動の促進（避難確保計画の作成支援事業）
	1-5 危険物等から命を守る
	1-6 救急・救助活動により命を守る
	1-7 災害医療活動により命を守る
	1-8 安否不明状態を解消する
2.生活を守る	2-1 心と体の健康を守る
	2-2 介護機能を守る
	2-3 生活環境を守る
	2-4 水・食料・物資不足から生活を守る
	2-5 山地災害（土砂・大雪）から生活を守る
	2-6 避難所等での生活を守る
	2-7 二次災害から生活を守る
	2-8 仮設住宅・一時的な転居先での生活を守る
	2-9 帰宅困難者等を支援する
	2-10 教育を守る
3.社会機能を守る	3-1 行政機能を守る
	3-2 治安を守る
	3-3 ライフライン機能を守る ・新 応急給水支援設備の整備（応急給水施設整備事業）
	3-4 交通・物流・食料供給機能を守る
	3-5 遺体への適切な対応を守る
	3-6 ものづくりを守る ・新 平常時からの事業者への啓発の実施（BCP作成セミナーの実施事業）



※愛知県と本市が役割分担と連携して災害対策事業を効果的に推進するために、「第3次あいち地震対策アクションプラン」の施策体系を準用している。

※今回の改訂において新たに追加した取組項目及び事業を「新」で表示（令和2年12月11日時点）

図2 豊田市災害対策推進計画と関連法律・計画等との関連



豊田市地域防災計画の改訂要旨

I 地域防災計画修正の根拠

豊田市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市町村地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされており（災害対策基本法第16条）、防災基本計画及び都道府県地域防災計画と整合を図ることとなっている。

II 豊田市の取組に係る修正事項

1 道の駅どんぐりの里いなぶの位置づけに係る修正【共通】

道の駅どんぐりの里いなぶが救援部隊活動拠点等の防災活動拠点として位置づけられていることについて、記載を追加した。

＜主な修正箇所＞

- | | | |
|---|---------------------------------------|-----|
| ■ | 風水害等編 第2編第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 | P 4 |
| ■ | 地震編 第2編第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 | |

III 愛知県の新たな取組等に係る修正事項

1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応【地震】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県、市、防災関係機関等が連携協力して防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、避難対策等について、記載を追加した。

＜主な修正箇所＞

- | | | |
|---|---------------------------------|-----|
| ■ | 地震編 第2編第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 | P 4 |
|---|---------------------------------|-----|

2 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備【共通】

昨年の房総半島台風（台風第15号）の教訓を踏まえ、県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進することについて、記載を追加した。

＜主な修正箇所＞

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| ■ | 風水害等編 第2編第5章 建築物等の安全化 | P 5 |
| ■ | 地震編 第2編第2章 建築物等の安全化 | |

3 住家等の被害の程度の調査に係る協定締結団体への応援協力の要請による被災市町村の調査体制の強化【共通】

県と建築、不動産関連の関係団体との間で「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定」を2020年1月に締結したことに伴い、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図ることについて、記載を追加した。

＜主な修正箇所＞

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ■風水害等編 第4編第4章 被災者等の生活再建等の支援 | P 5 |
| ■地震編 第4編第5章 被災者等の生活再建等の支援 | |

4 避難所における感染症対策の推進【共通】

＜新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策＞

(1) 避難所における過密抑制対策等の推進

＜主な修正箇所＞

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ■風水害等編 第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 | P 6 |
| ■地震編 第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 | |

(2) 避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等

＜主な修正箇所＞

- | | |
|--|-----|
| ■風水害等編 第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
第2編第12章 防災訓練及び防災意識の向上 | P 7 |
| ■地震編 第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
第2編第11章 防災訓練及び防災意識の向上 | |

IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

1 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等の周知【風水害等】

国の防災基本計画の修正を踏まえ、国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることについて、記載を追加した。

＜主な修正箇所＞

- | | |
|------------------------------|-----|
| ■風水害等編 第2編第12章 防災訓練及び防災意識の向上 | P 8 |
|------------------------------|-----|

2 行政・N P O・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の円滑な運営に向けた相互協力・連絡体制の推進【共通】

国の防災基本計画の修正等を踏まえ、県及び市町村は、平常時からN P O・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図るとともに、県は、災害時にN P O・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一緒にの相互協力・連絡体制を推進することについて、記載を追加した。

＜主な修正箇所＞

- | | |
|---------------------------|-----|
| ■風水害等編 第2編第1章 防災協働社会の形成推進 | P 9 |
| ■地震編 第2編第1章 防災協働社会の形成推進 | |

3 中小企業等における防災・減災対策の普及促進【共通】

国の防災基本計画の修正を踏まえ、県、市町村及び商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めることについて、記載を追加した。

＜主な修正箇所＞

■風水害等編 第2編第1章 防災協働社会の形成推進

P10

■地震編 第2編第1章 防災協働社会の形成推進

V 災害の教訓を踏まえた取組等に係る修正事項

1 災害リスクとるべき行動の理解促進【風水害等】

＜令和元年東日本台風の教訓を踏まえた取組＞

(1) ハザードマップ等の配布・回覧時における居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知

(2) 避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進

＜主な修正箇所＞

■風水害等編 第2編第2章 水害予防対策

P11

(3) 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

＜主な修正箇所＞

■風水害等編 第2編第1章 防災協働社会の形成推進

P12

2 長期停電・通信障害への対応強化【共通】

＜令和元年房総半島台風の教訓を踏まえた取組＞

(1) 病院等重要施設の非常用電源確保の推進

＜主な修正箇所＞

■風水害等編 第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

P13

■地震編 第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

(2) 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化

＜主な修正箇所＞

■風水害等編 第3編第13章 ライフライン施設等の応急対策

P13

■地震編 第3編第14章 ライフライン施設等の応急対策

(3) 通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有

＜主な修正箇所＞

■風水害等編 第3編第13章 ライフライン施設等の応急対策

P14

■地震編 第3編第14章 ライフライン施設等の応急対策

VI 主な修正の内容

II-1 道の駅どんぐりの里いなぶの位置づけに係る修正【共通】

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第2編第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
- 地震編 第2編第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

<新旧対照表>

- 風水害等編 P11
- 地震編 P13

■風水害等編

第2編第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 (略)</p> <p>(2) 防災用拠点施設の整備促進 (略) また、防災用拠点施設となる交流館や支所には、自家発電設備等の非常用電源設備を整備する。 道の駅「どんぐりの里いなぶ」については、国道153号に面するという立地状況から、防災拠点として整備する。 (略)</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 (略)</p> <p>(2) 防災用拠点施設の整備促進 (略) また、防災用拠点施設となる交流館や支所には、自家発電設備等の非常用電源設備を整備する。 道の駅「どんぐりの里いなぶ」については、国道153号に面するという立地状況から、防災活動拠点として整備する。 (略)</p>

III-1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応【地震】

<主な修正箇所>

- 地震編 第2編第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

<新旧対照表>

- 地震編 P28（別紙）

■地震編

第2編第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 ※新設

新旧対照表別紙「地震編第2編13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」参照

III-2 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備【共通】

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第2編第5章 建築物等の安全化
- 地震編 第2編第2章 建築物等の安全化

<新旧対照表>

- 風水害等編 P11
- 地震編 P11

■風水害等編

第2編第5章 建築物等の安全化

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>1 施設管理者等における措置</p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置</p> <p>(1) 施設の代替性及び安全性の確保</p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</p> <p>(略)</p>

■地震編

第2編第2章 建築物等の安全化

※ 風水害等編と同様の修正。

III-3 住家等の被害の程度の調査に係る協定締結団体への応援協力の要請による被災市町村の調査体制の強化【共通】

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第4編第4章 被災者等の生活再建等の支援
- 地震編 第4編第5章 被災者等の生活再建等の支援

<新旧対照表>

- 風水害等編 P48
- 地震編 P50

■風水害等編

第4編第4章 被災者等の生活再建等の支援

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>第1節 罹災証明書の交付等</p> <p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(1) 市町村の支援等</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 罹災証明書の交付等</p> <p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(1) 市町村の支援等</p> <p>ア 市町村の支援</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。</p> <p>なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。</p> <p>イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</p> <p>また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>(略)</p>

■ 地震編

第4編第5章 被災者等の生活再建等の支援

※ 風水害等編と同様の修正。

III—4 避難所における感染症対策の推進【共通】

＜新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策＞

（1）避難所における過密抑制対策等の推進

＜主な修正箇所＞

- 風水害等編 第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 地震編 第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

＜新旧対照表＞

- 風水害等編 P20
- 地震編 P19

■風水害等編

第4編第4章 被災者等の生活再建等の支援

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>力 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>

■地震編

第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正。

(2) 避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
第2編第12章 防災訓練及び防災意識の向上
- 地震編 第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
第2編第11章 防災訓練及び防災意識の向上

<新旧対照表>

- 風水害等編 P19
- 地震編 P19

■風水害等編

第4編第4章 被災者等の生活再建等の支援

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、災害用便槽</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、災害用便槽</p>

<p>(マンホールトイレ)、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、<u>平常時</u>から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p>	<p>(マンホールトイレ)、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、<u>平常時</u>から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p>
--	---

■ 地震編

第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
※ 風水害等編と同様の修正。

IV-1 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等の周知【風水害等】

<主な修正箇所>

■風水害等編 第2編第12章 防災訓練及び防災意識の向上

<新旧対照表>

■風水害等編 P23

■ 風水害等編

第2編第12章 防災訓練及び防災意識の向上

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>■ 基本方針</p> <p>○災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>市における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災に</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>市及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるように、災害発生時等に市民が的確な</p>

<p>についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>(略)</p>	<p>判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p><u>名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。</u></p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p><u>さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>
---	---

IV-2 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の円滑な運営に向けた相互協力・連絡体制の推進【共通】

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第2編第1章 防災協働社会の形成推進
- 地震編 第2編第1章 防災協働社会の形成推進

<新旧対照表>

- 風水害等編 P6
- 地震編 P8

■風水害等編

第2編第1章 防災協働社会の形成推進

現行（令和2年1月）	修 正 案
------------	-------

<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 (略)</p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (略)</p> <p>(3) ボランティア関係団体との連携</p> <p><u>災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、ボランティア関係団体との連携に努める。</u> (略)</p>	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 (略)</p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (略)</p> <p>(3) N P O ・ボランティア関係団体等との連携</p> <p><u>市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からN P O ・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p><u>また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、N P O ・ボランティア関係団体等との連携に努める。</u> (略)</p>
--	---

■地震編

第2編第1章 防災協働社会の形成推進

※ 風水害等編と同様の修正。

IV—3 中小企業等における防災・減災対策の普及促進【共通】

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第2編第1章 防災協働社会の形成推進
- 地震編 第2編第1章 防災協働社会の形成推進

<新旧対照表>

- 風水害等編 P7
- 地震編 P9

■風水害等編

第2編第1章 防災協働社会の形成推進

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>第3節 企業防災の促進 (略)</p> <p>2 市及び商工団体等における措置 (略)</p> <p>(1) 事業継続計画（B C P）の策定促進 ア 普及啓発活動</p> <p>市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（B C P）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 企業防災の促進 (略)</p> <p>2 市及び商工団体等における措置 (略)</p> <p>(1) 事業継続計画（B C P）等の策定促進 ア 普及啓発活動</p> <p>市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（B C P）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策</p>

定に努めるものとする。

(略)

■地震編

第2編第1章 防災協働社会の形成推進

※ 風水害等編と同様の修正。

V-1 災害リスクとるべき行動の理解促進【風水害等】

<令和元年東日本台風の教訓を踏まえた取組>

(1) ハザードマップ等の配布・回覧時における居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知

(2) 避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進

<主な修正箇所>

■風水害等編 第2編第2章 水害予防対策

<新旧対照表>

■風水害等編 P8

■風水害等編

第2編第2章 水害予防対策

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>第3節 浸水想定区域における対策</p> <p>(略)</p> <p>3 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民への周知</p> <p>市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 浸水想定区域における対策</p> <p>(略)</p> <p>3 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民への周知</p> <p>市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</p> <p>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難</p>

	<p>先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
--	---

(3) 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第2編第2章 水害予防対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 P6

■風水害等編

第2編第1章 防災協働社会の形成推進

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

V—2 長期停電・通信障害への対応強化【共通】

<令和元年房総半島台風の教訓を踏まえた取組>

(1) 病院等重要施設の非常用電源確保の推進

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 地震編 第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 P20
- 地震編 P20

■風水害等編

第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>第2節 要配慮者対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策</p> <p>(略)</p> <p>力 非常用電源の確保等</p> <p>病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に係る重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

■地震編

第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正。

(2) 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第3編第13章 ライフライン施設等の応急対策
- 地震編 第3編第14章 ライフライン施設等の応急対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 P42
- 地震編 P44

■風水害等編

第3編第13章 ライフライン施設等の応急対策

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>第1節 電力施設対策</p> <p>中部電力株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 要員、資機材等の確保</p> <p>ア 要員の確保</p> <p>発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。</p> <p>イ 資機材の確保</p> <p>発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力株式会社及び株式会社JERAにおける措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 要員、資機材等の確保</p> <p>ア 要員の確保</p> <p>発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。</p> <p>イ 資機材の確保</p> <p>発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リ</p>

<p>(追加)</p>	<p>スト化するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 電源車等の配備（株式会社JERAを除く）</p> <p>大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。</p>
<p>(追加)</p>	<p>2 県（防災安全局、関係局）における措置</p> <p>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</p> <p>また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。</p>

■ 地震編

第3編第14章 ライフライン施設等の応急対策

※ 風水害等編と同様の修正。

（3）通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有

＜主な修正箇所＞

- 風水害等編 第3編第13章 ライフライン施設等の応急対策
- 地震編 第3編第14章 ライフライン施設等の応急対策

＜新旧対照表＞

- 風水害等編 P43
- 地震編 P45

■ 風水害等編

第3編第13章 ライフライン施設等の応急対策

現行（令和2年1月）	修 正 案
<p>第5節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧</p>

	<p>の状況等を関係機関に共有する。</p> <p>(略)</p>
2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

■地震編

第3編第14章 ライフライン施設等の応急対策

※ 風水害等編と同様の修正。

VII 改訂スケジュール（予定）

- ・豊田市防災会議 令和3年 2月10日
- ・愛知県報告 防災会議後すみやかに報告

1 水防計画改訂の根拠

豊田市水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは改訂しなければならないとされている。また、水防計画を変更しようとするときは、市町村防災会議に諮ることとされている（水防法第33条）。

2 主な修正事項

主な修正事項は以下のとおり。

(1)	重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項	P 1
(2)	愛知県の取り組みに係る修正事項	P 1
ア	水防に関連する予報・警報に係る修正	P 1
イ	危機管理型水位計の追加	P 2

(1) 重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項

【修正箇所】

- ・第5章「重要水防箇所等」

【新旧対照表】

- ・P 4～16

第5章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

※内容は新旧対照表のとおり

(2) 愛知県の取り組みに係る修正事項

ア 水防に関連する予報・警報に係る修正

【修正箇所】

- ・第6章「水防に関連する予報・警報」

【新旧対照表】

- ・P 16

第11章 水防に関連する予報・警報

第2節 水防に関する予報・警報の伝達

現行（令和2年1月修正）	修正案
表 <u>(追加)</u>	表 ※緊急速報メールは、気象等（大雨、防風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

イ 危機管理型水位計の追加

【修正箇所】

- ・第10章「水防活動」

【新旧対照表】

- ・P25

第10章 水防活動

第1節 気象の観測

現行（令和2年1月修正）	修 正 案																																			
(追加)	<p>危機管理型水位計</p> <p>(1) 概要</p> <p>洪水時ののみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。</p> <p>水位情報は、一般財団法人河川情報センターホームページ「川の水位情報」(https://k.river.go.jp/)に掲載する。</p> <p>〔水位計104基〕（令和2年4月1日現在）</p> <p>(2) 水位計一覧</p> <table border="1"><tbody><tr><td>82</td><td>豊田加茂</td><td>矢作川</td><td>矢作川</td><td>新富国橋</td><td>豊田市</td></tr><tr><td>83</td><td></td><td>境川</td><td>逢妻男川</td><td>駅前橋</td><td></td></tr><tr><td>84</td><td></td><td></td><td>逢妻女川</td><td>新田橋</td><td></td></tr><tr><td>85</td><td></td><td></td><td>川</td><td>千足</td><td></td></tr><tr><td>86</td><td></td><td>矢作川</td><td>籠川</td><td>京町</td><td></td></tr></tbody></table>						82	豊田加茂	矢作川	矢作川	新富国橋	豊田市	83		境川	逢妻男川	駅前橋		84			逢妻女川	新田橋		85			川	千足		86		矢作川	籠川	京町	
82	豊田加茂	矢作川	矢作川	新富国橋	豊田市																															
83		境川	逢妻男川	駅前橋																																
84			逢妻女川	新田橋																																
85			川	千足																																
86		矢作川	籠川	京町																																

3 改訂スケジュール

- ・豊田市防災会議 令和3年 2月10日
- ・愛知県報告 防災会議後すみやかに報告